

平成16年3月29日  
周南社協要綱第51号

社会福祉法人周南市社会福祉協議会  
福祉教育推進事業実施要綱

改正（平成20年5月26日・平成21年5月21日・平成27年3月12日・令和3年3月1日）

（目的）

第1条 この事業は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校（以下「学校」という。）の児童及び生徒を対象として社会福祉への理解と関心を高め、思いやりをはぐくむとともに、児童及び生徒を通じて家庭並びに地域福祉の啓発を図ることを目的とする。

一部改正（平成27年3月12日・令和3年3月1日）

（実施主体）

第2条 実施主体は、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）とする。

（福祉教育の活動内容）

第3条 福祉教育を推進する学校は、実情にあわせて、おおむね次のような事柄について活動を実施する。ただし、限定するものではない。

- （1）学校新聞による福祉広報活動
- （2）体育祭（運動会）・文化祭活動等へ、高齢者や障害者（児）の招待
- （3）老人福祉週間、児童福祉週間、障害者福祉強調月間等の社会福祉関係行事に際しての参加協力活動
- （4）在宅の高齢者、障害者に対する敬愛運動・ボランティア活動
- （5）車椅子福祉体験
- （6）福祉講演会
- （7）その他目的達成のための活動

一部改正（令和3年3月1日）

（福祉教育に対する援助）

第4条 本会は、福祉教育の活動促進を図るため、次のような援助を行う。

- （1）本会職員による福祉の出前講座
- （2）外部講師の紹介や斡旋、派遣
- （3）活動に必要な物品の貸出や情報の提供
- （4）前条の活動に対する助成金の交付

一部改正（令和3年3月1日）

（出前講座の実施）

第5条 前条第1項第1号の出前講座を希望する学校は、出前講座申込書（別記様式第1号）を原則開催日の3週間前までに本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

新設（令和3年3月1日）

(物品の貸出)

第6条 第4条第1項第3号の物品貸出を希望する学校は、物品借用書（別記様式第2号）を原則借用日の2週間前までに会長へ提出しなければならない。

2 貸出期間は、原則3日とする。ただし、貸出初日又は返却日が本会休業日（土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第2条及び第3条に規定する祝日及び振替休日）に該当する場合は、貸出をしないものとする。

新設（令和3年3月1日）

(助成対象経費)

第7条 第4条第1項第4号の助成金の対象となる経費は、次の経費とする。

報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、広報費

一部改正（令和3年3月1日）

(助成金額)

第8条 助成金額は、1校につき年間20,000円若しくは、事業に要する経費のいずれか低い額とする。なお、特別支援学校においては小学部、中学部、高等部ごとに助成対象とする。

一部改正（平成21年5月21日・平成27年3月12日・令和3年3月1日）

(助成金の申請)

第9条 この助成金を受けようとする学校は、助成金交付申請書（別記様式第3号）を会長に提出しなければならない。

一部改正（令和3年3月1日）

(助成金の交付決定)

第10条 会長は、前条の規定により交付申請書の提出があった場合、その内容を審査して適当と認めるときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（別記様式第4号）により学校に通知するものとする。

一部改正（令和3年3月1日）

(助成金の交付)

第11条 前条の規定により交付決定の通知を受けた学校が、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書（別記様式第5号）を会長に提出しなければならない。

一部改正（令和3年3月1日）

(事業実績報告)

第12条 この助成金を受けた学校は、年度終了後すみやかに助成金実績報告書（別記様式第6号）を会長に提出しなければならない。

一部改正（令和3年3月1日）

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。